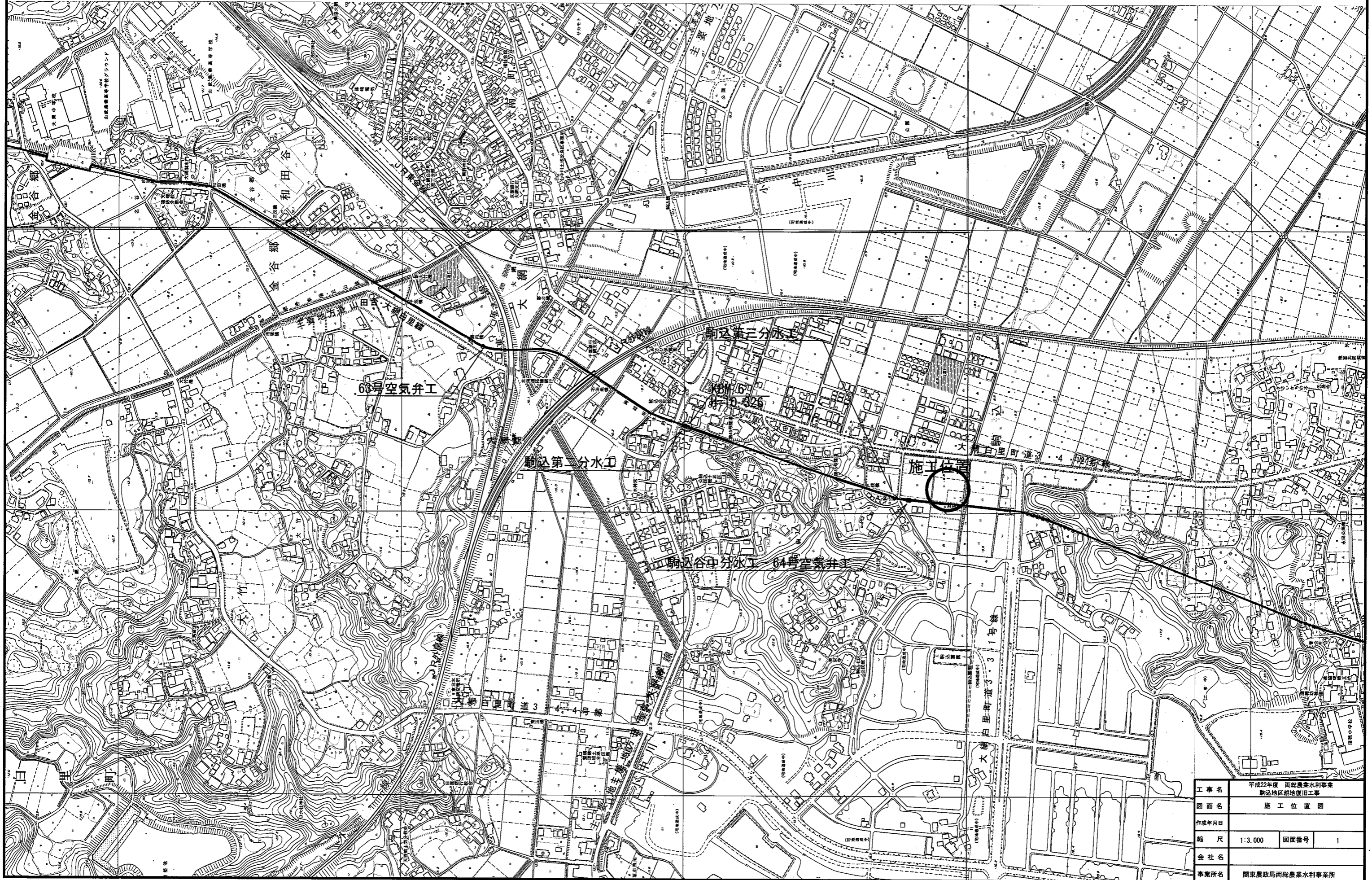


施工位置図 S=1:3,000



工事名	平成22年度 雨沢農業水利事業 駒込地区耕地復旧工事		
図面名	施工位置図		
作成年月日			
縮尺	1:3,000	図面番号	1
会社名			
事業所名	関東農政局両総農業水利事業所		

平成22年度

両総農業水利事業
駒込地区耕地復旧工事

特別仕様書

関東農政局両総農業水利事業所

第1章 総 則

両総農業水利事業駒込地区耕地復旧工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、両総農業水利事業南部幹線用水路工事で使用した耕地の復旧を行うものである。

2. 工事場所

千葉県山武郡大網白里町駒込地内

3. 工事概要

この工事の概要は、次のとおりである。

耕地復旧工 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

第4章 工所用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) 補充土

耕地復旧工に使用する土砂は、山砂を使用することとしているが、詳細については監督職員及び地権者と打合せるものとする。

第5章 施 工

1. 耕地復旧工

耕地復旧については、耕地の排水状況や現況地盤等を確認し施工するものとする。

(1) 水田補充土工

使用する補充土については、地権者の確認を得たものを使用することとする。

補充土量等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

(2) 表土整地工

表土整地に当たっては、表土剥ぎは行わず沈下している箇所に補充土を投入後、均平に敷き均しを行うものとする。整地方法に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第6章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

1. 土質に著しい相違があった場合。
2. 復旧方法の変更・追加の必要が生じた場合。
3. 現地精査の結果、数量に変更が生じた場合。
4. その他監督職員が必要と認めたもの。

第7章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。